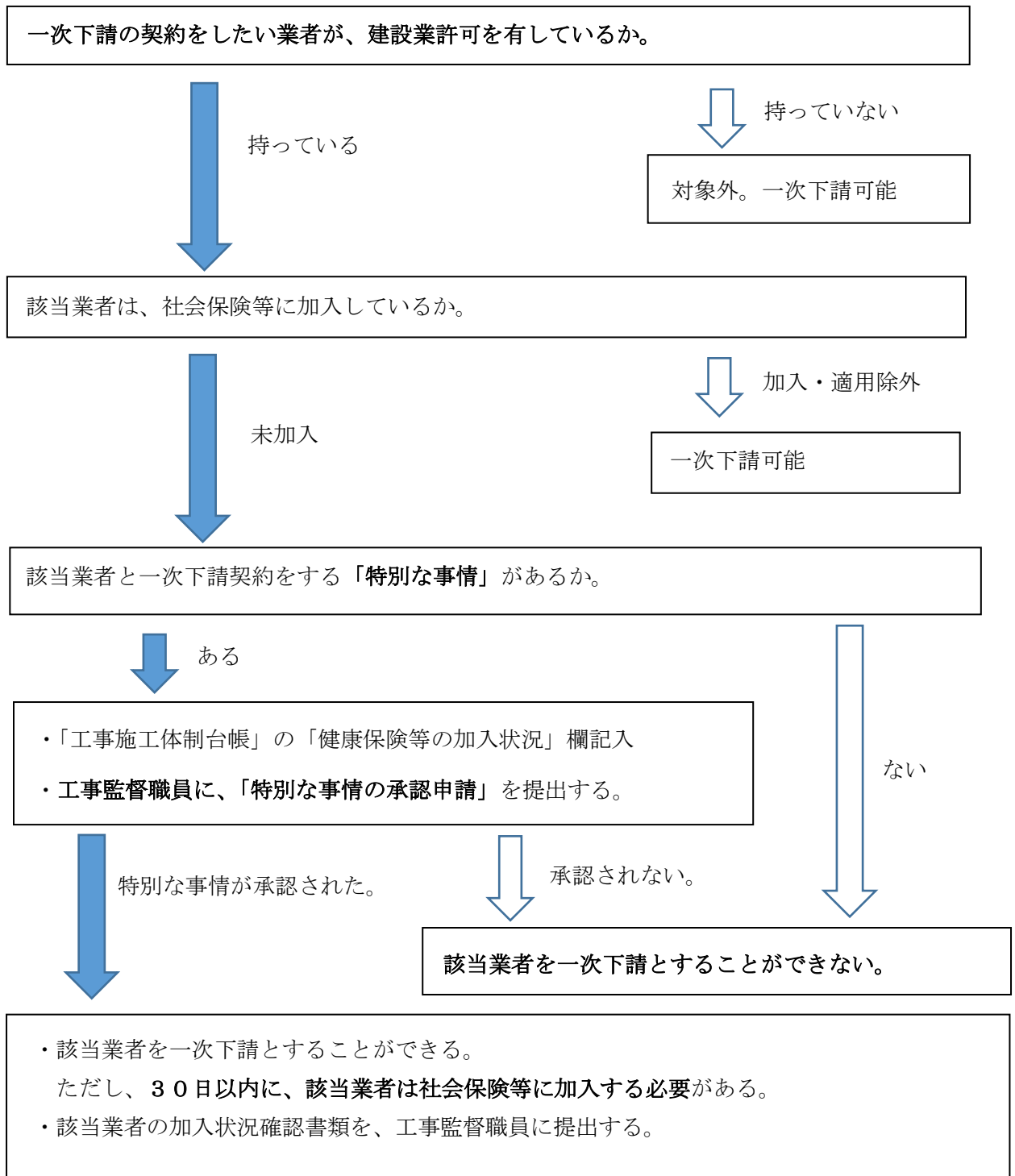


一次下請の制限に関するフロー図（例） （平成 30 年 4 月 1 日以降の工事契約）



- ・ 社会保険は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険を言います。
- ・ 建設業の許可を申請した際に、社会保険等に未加入の業者は、許可権者（国土交通省、県）から、書面等による加入指導を受けています。趣旨を鑑み、適切な対応をよろしくお願いします。
- ・ 企業形態によっては、社会保険等に未加入ではなく、適用除外の場合がありますので、御注意ください。（例：健康保険及び厚生年金保険は、常用労働者が5人未満の個人事業所）

・ 社会保険等の加入状況確認書類

健康保険又は厚生年金	雇用保険
<p>①～⑤のいずれかの書類</p> <p>①直近1月分の社会保険料の領収書の写し</p> <p>②健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し</p> <p>③標準報酬月額決定通知書の写し</p> <p>④社会保険料納入証明書</p> <p>&lt;納入実績がない場合&gt;</p> <p>⑤健康保険・厚生年金新規適用届（事業主控）の写し</p>	<p>①～③のいずれかの書類</p> <p>①労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し及び次のア又はイの書類</p> <p>ア 直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）</p> <p>イ 公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書</p> <p>②新規事業者の場合は、雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し</p> <p>※ 労働保険には「雇用保険」と「労災保険」があります。必ず「雇用保険」の加入状況がわかる書類を提出させてください。</p> <p>③労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し</p>